

携帯電話等IT機器の適切な使用に関する指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

昨今、情報化の進展は著しく、日常生活においてもインターネットや携帯電話等によってライフスタイルが大きく変化してきている。

しかしながら、情報化社会が進むにつれて、コンピュータに関連する詐欺・窃盗・横領や不正アクセス、非合法的な情報の売買や公開等のハイテク犯罪も発生している。



さらに、児童生徒がいわゆる出会い系サイトなどのインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれたり、掲示板等にいじめにつながる中傷を書き込んだりするなど、児童生徒が被害者にも加害者にもなるケースが発生している。



そのため、学校、家庭、地域が一体となって、携帯電話等IT(*1)機器の適切な使用などに関する指導に努め、児童生徒の健全な育成に向けて、取り組む必要がある。

2 携帯電話等について

(1) 携帯電話の機能について

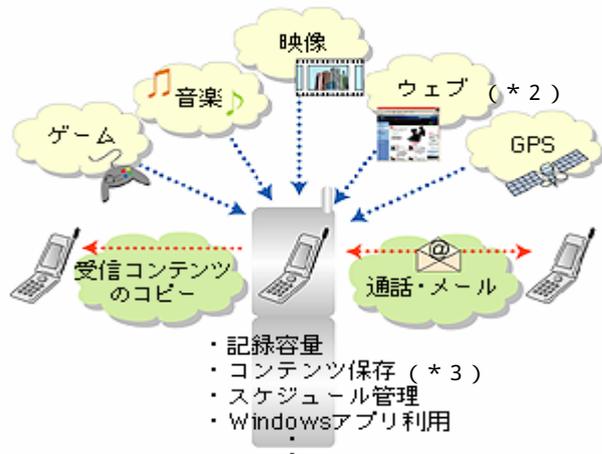


図1 携帯電話の機能の高度化
(平成18年度版 情報通信白書より抜粋)

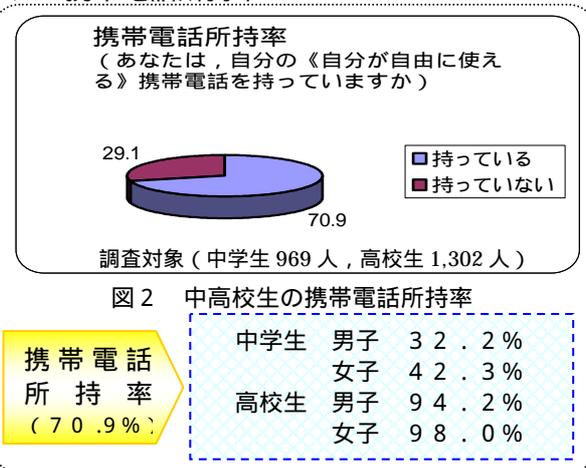
携帯情報通信端末には、携帯電話をはじめとして、デジタル・オーディオプレーヤー、ノートパソコン等様々な端末があり、現在こ

れらの端末については、次世代の携帯情報通信端末へ向けて、各種機能の集積と融合が進んでいる。

特に、携帯電話は、図1に示すように、通話やメールだけでなく、パソコンと同様のインターネット機能を持つなど、高機能化が進んでいる。

(2) 中・高校生の携帯電話の利用状況について

ア 携帯電話所持率



(「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」平成17年度青少年問題調査研究 警察庁生活安全局少年課から抜粋)

小学生の約3割が所持しているという調査もある。(「携帯電話と子どもたち」警視庁)

中学生では、女子の所持率が高い。高校生では、男女とも90%以上の生徒が所持している。

イ メール送信回数

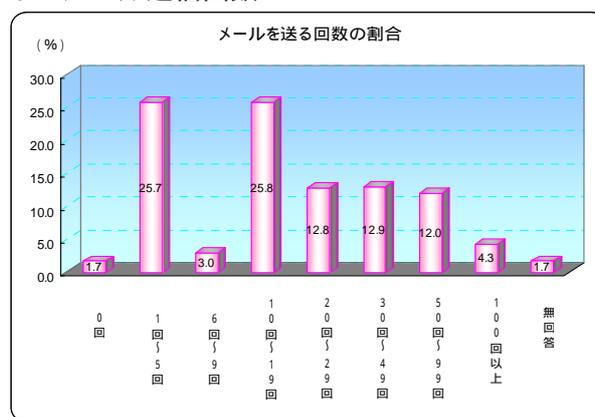


図3 メールを送る回数の割合

一日10回以上
メール送信する
ものの割合

中学生	男子	65.0%
	女子	71.1%
高校生	男子	64.2%
	女子	72.0%

(「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」平成17年度青少年問題調査研究 警察庁生活安全局少年課から抜粋)

自分の携帯電話を持っていると答えた生徒に、携帯電話で1日に送るメールの回数をたずねた結果、図3に示すように、中・高校生全体では「10回～19回」が25.8%、ついで「1～5回」が25.7%となっている。

ウ 携帯電話・PHSの月額平均利用料金
携帯電話及びPHSの利用料金の内訳を見ると、ポケット料金(*4)の支払額が通話料金の支払額を上回っている。特に、図4に示すように、この傾向は年齢別では10代、性別では女性に顕著となっている。

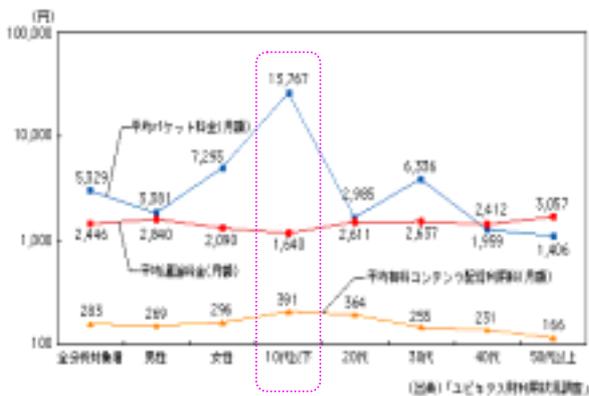


図4 携帯電話・PHSの月額平均利用料金 (平成18年度版 情報通信白書より抜粋)

3 携帯電話等が児童生徒にもたらす影響について

(1) 携帯電話等のメリット・デメリットについて

携帯電話等は、いつでもどこでもインターネット等の個人的な利用が可能となっている。インターネットは、個人の情報収集力やコミュニケーション能力を向上させ、目的実現の行動を最適化、効率化させる特性を持っている。



このように、携帯電話には、私たちの生活を豊かにするメリットがある一方で、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員が知らない間に、有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するデメリットがある。

児童生徒への指導にあたっては、メリットとともに、デメリットについても十分認識させる必要がある。

メリット

- ・ 緊急時に連絡が可能である。
- ・ コミュニケーションが容易にとれる。
- ・ インターネットに接続できる。

デメリット

- ・ 犯罪に巻き込まれたり、逸脱行動や犯罪に走ったりする契機となる。
- ・ 出会い系サイトなどを通じて、子どもたちが深刻な被害に遭う可能性がある。
- ・ サイトへの誹謗中傷等の書き込みにより、いじめの温床となる可能性がある。
- ・ メールやりとりなどにより、過度にのめり込む可能性がある。

(2) 携帯電話等が児童生徒にもたらす問題について ~デメリット~

ア 児童生徒が違法・有害な情報を入手することができること

違法・有害情報の例

覚せい剤、睡眠薬等の販売に関する情報
自殺の方法に関する情報や、自殺の仲間を募る情報
出会い系サイトなど児童生徒を犯罪に巻き込む情報

イ 児童生徒が加害者にも被害者にもなる危険性が高まること

違法・有害情報により児童生徒が重大な影響を受ける危険性

逸脱行動の例

「みんなやっている」「被害者も喜んでいる」等、性暴力を肯定する描写に触れた場合、性衝動を性暴力として行動化していく可能性があること。

児童生徒が、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ(薬の過剰摂取)、リストカット等の危険な行為に走ること。

出会い系サイトなどを通じて、児童生徒が福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

出会い系サイト等を通じた成人男性との接触による被害例

15歳の少女は、遊ぶ金が欲しかったことやトラブルが発生しても一人ではないので安心だと思ったことから、援助交際を行っているグループに参加した。

同グループでは、大学生の男が出会い系サイトに援助交際を誘引する書き込みを掲示する方法で、多数の相手を募るとともに、各人の分け前を増やそうとしたため、同女は1ヶ月間に約80人との売春を強いられた。

児童生徒の携帯電話の悪用による被害の深刻化

携帯を悪用したいじめ等の現状

相手の気持ちを考えずに、誹謗中傷等をメールで仲間内に配信して、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展する。

児童生徒が他の児童生徒に暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影し、メールで配信するなど被害が拡大・深刻化する。

ウ 児童生徒の成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

懸念される児童生徒の行動例

携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話をとめられた途端にパニックになる。

友人からのメールに返信しなければ、相手の感情を損ねるなどの不安から、即応することによって、多く時間を費やしてしまう。

メールの内容を誤解したり、返信がないことに腹を立て、仲違いしたりするなど、人間関係を損ねてしまう。

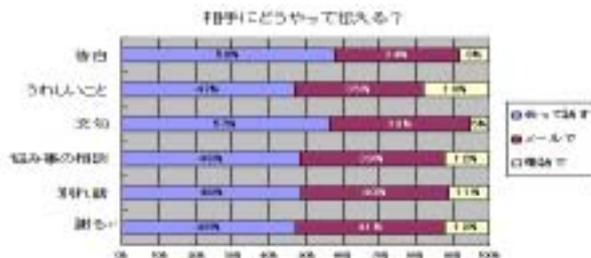
(参考)「ちょっと待って、ケータイ」リーフレット(文部科学省)では、「ケータイいじめ」「チェーンメール」「詐欺・脅迫」「出会い系サイト」「ワンクリック詐欺」などについて、具体的な事例をあげ、解説やアドバイスが掲載されていますので、参照してください。

(小学校6年生以上を対象)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/07011204.htm

コラム「ケータイメール」

1 中高生に対して、次の項目を「どうやって相手に伝える?」という問いに対して、すべての項目で「メールで」の割合が、「会って話す」に次いで高くなっている。



中高生2, 891人対象

調査項目は朝日新聞社が作成し、バンダイネットとVIBE、東急エージェンシーが共同で調査したもの。

2 「変わる自習室の役割(携帯メールから逃れたい)」【平成19年8月20日(月)日本経済新聞より】

夏期講習が行われる塾・予備校の自習室の役割が変わってきた。

自宅では集中できない理由として、テレビやゲームの誘惑ではなく、「友人との携帯メール」が原因であるとのこと。

その背景には

「自分からメールをしなくても、友達からメールが来たら返事を『しなくてはいけない』し、また、そうしないと自分も不安になる。お互い同じような気持ちになり、結構な時間を要している。その点、自習室にいれば携帯の電源を切っておかなければならないため、友人に返信できなかった言い訳が立つ。」

4 サイバー犯罪の加害者にならないために

(1) サイバー犯罪について

サイバー犯罪とは、コンピュータ若しくは電磁的記録を対象とした犯罪又はそれ以外のコンピュータ・ネットワークをその手段として利用した犯罪である。



(2) サイバー犯罪の特徴について

- ア 犯罪の痕跡が残りにくい。
- イ 不特定多数のものに被害が及ぶ。
- ウ 容易に国境を越えることができるなど匿名性が高いという特徴がある。

(3) 加害者にならないための指導の充実について

不正アクセス行為、架空請求詐欺、インターネットオークション詐欺、インターネット・カフェの悪用、出会い系サイト等の問題点とともに、被害者の心情を理解させるなど、加害者にならない指導を充実する必要がある。

5 トラブルに巻き込まれたら

(広島県警察サイバー犯罪対策室HPから抜粋)

誹謗中傷・名誉毀損について

インターネット掲示板などは、手軽に情報交換ができるが、相手の顔が見えず、投稿者の匿名性が高いという特徴がある。

ここでは、トラブルの当事者にならないための注意点を紹介する。

(1) 被害防止対策

- ア 安易に個人情報を知らせない
掲示板等への安易な個人情報の書き込み、ホームページ上のアンケート等への回答にも十分な注意が必要である。



イ ルールとマナー

インターネット上のルールやマナー(ネチケット)(*6)を守り、トラブルに巻き込まれないようインターネットの利用を心がけることが大切である。

(2) 対処方法【被害に遭ってしまったら!】

サイバー犯罪などの被害に遭遇したときは、一人で悩むことなく、保護者や教職員に相談するとともに、警察等の関係機関(相談窓口一覧を参照)に相談することが大切である。

対処方法としては、ア~エの内容を十分踏まえる必要がある。

- ア 掲載事項の記録化

名誉毀損等自分自身を誹謗中傷する内容をインターネット上に掲載された場合には、掲載



されたホームページを印字し、当該サイトのアドレス、書込者、書込日時を記録する。これは、以後のプロバイダ(*5)等への連絡や警察署への届出の際に必要な。

イ プロバイダ又は掲示板等管理者への削除依頼

掲示板等への書き込みについては、プロバイダ責任法が平成14年5月施行され、一定の条件下でプロバイダや掲示板管理者(以下、「プロバイダ等」)の書き込み削除行為に関する責任免除について規定されており、プロバイダ等に対して書き込み日時、内容等を連絡することにより、削除することが可能である。

ウ 発信者(書込者)情報の開示請求

プロバイダ責任法には、一定の条件下でプロバイダ等に対して発信者(書込者)の情報開示請求を行うことができる。誹謗中傷による損害賠償を請求するため、被害者を保護するために規定されたものである。

エ 警察署への届出

掲示板等への書き込み内容等により、名誉毀損や脅迫、業務妨害等の犯罪を構成するようなものやその恐れのあるものについては、最寄りの警察署へ相談すること。



6 携帯電話等IT機器の指導に係る基本的な視点

【学校における主な指導のポイント】

- (1) 学校への不要物や携帯電話等の持ち込み、使用に係る指導方針及び基準等について、児童生徒及び保護者に明確に示すこと。



さらに、ルール等に違反した場合の対応についても、十分周知すること。

- (2) 携帯電話等の使用に係る、メリット・デメリットを児童生徒及び保護者に具体例を示しながら繰り返し周知すること。
- (3) 指導方針に違反する行為に対しては、特別な指導を行うなど、すべての教職員が、毅然とした対応を行うこと。
- (4) 掲示板等への誹謗中傷の書き込みは、いじめであり、命に関わる重大な問題行動であることを認識させることが大切である。

こうした問題行動の未然防止のためには、普段から、他者を思いやる心を育てる指導を行うとともに、問題発生時には、被害者を守り、加害者には、被害者の心情を理解させ、謝罪等をさせるなど、毅然とした対応を行うことが大切である。

- (5) 「ケータイメール」のやりとりを「迷惑」と感じている児童生徒もいることなどをあらゆる機会を通じて、児童生徒に指導すること。



- (6) 児童生徒、保護者等から相談があったときには、「5 トラブルに巻き込まれたら」を参考に、迅速に対応すること。

- (7) フィルタリングにかからない有害なサイトやブログの情報の家庭への提供と注意喚起を行うこと。

- (8) 学校施設内等での携帯電話等の充電は、窃盗に当たることを理解させること。

- (9) 教職員が、やむを得ず児童生徒の携帯電話に直接連絡を取る必要があるときには、保護者に事前に連絡内容を伝えるとともに、学校の固定電話から連絡するなどの配慮が必要である。

さらに、児童生徒との安易なメール交換などは、必要以上に個人的な接触につながる恐れもあることから、望ましくない。

【家庭における主な指導のポイント】

- (1) 児童生徒が携帯電話を持つことについてどう考えるべきか、持つとしてもどのような機能が必要なのかについて、事前に検討すること。



- (2) 携帯電話にインターネットへの接続機能が必要かどうか。接続が可能な携帯電話を持たせるときは、フィルタリングを必ず活用する必要があること。

- (3) 各家庭においても、携帯電話の持つ危険性の認識を踏まえつつ、使い方などについて明確なルールを定めておく必要があること。

- (4) 保護者は、学校や家庭、地域社会のルールを子どもが守るよう指導するとともに、社会常識を子どもに教えるなど、各家庭でマナーについての指導も十分に行うことが大切である。

7 おわりに

携帯電話等IT機器の指導に当たっては、家庭と学校が十分連携し、それぞれの役割を確実に果たすことが重要である。

家庭においては、児童生徒が使うインターネットやパソコン、携帯電話等は、保護者の責任において契約した機器を子どもが一時的に使用するものであることから、使用に係るメリット・デメリットについて十分話し合うとともに、ルールやマナーを十分指導することが必要である。

学校においては、携帯電話等IT機器がもたらす危険性を十分認識させるよう、情報モラル教育を充実させるとともに、非行防止教室を年間計画に位置付けるなど、より体系的な取組みを進めることが大切である。

さらに、携帯電話等IT機器に係る指導に当たっては、機器そのものの使用に係る指導とともに、携帯電話等を利用して、



他者を傷つけたり、自らを大切にしない行為に及ぶなどの問題行動を自らが律する自己統制力や思いやりといった規範意識や耐性などを育成する指導を行うことが重要である。

その為には、自らが行った行為によって、悲しんでいる人がいることや迷惑を被っている人がいることなどをあらゆる機会を通じて、気づかせる指導が重要である。

【用語解説】

(*1) IT【インフォメーション テクノロジー】

(*2) ウェブ【World Wide Web (ワールド ワイド ウェブ, 略名: WWW)は、インターネット上で提供されるハイパーテキストシステム。単に Web (ウェブ)と呼ばれることも多い。インターネットは本来、コンピュータ・ネットワーク自体を指す言葉であったが、日常用語では WWW を指すことも多い。】

(*3) コンテンツ【インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報のこと。デジタルコンテンツ。】

(*4) パケット通信料【携帯電話で Web サイトやメール、情報サービスなどを利用した時のデータ通信にかかる料金。】

(*5) プロバイダ【インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバーや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。インターネットサービスプロバイダー。インターネットプロバイダー。ISP。】

(*6) ネットワーク【「network+etiquette から」ネットワーク上で情報や意見を交換したりする際のマナー。ネットワーク上でのエチケットという意味。】

【参考資料】

* 平成18年度版 情報通信白書

* 広島県警察ホームページ

* 「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」平成17年度青少年問題調査研究 警察庁生活安全局少年課

* 携帯電話がもたらす弊害から児童生徒を守るために - これまでの審議から - 平成18年9月 バーチャル社会のもたらす弊害から児童生徒を守る研究会

相談窓口一覧

総合相談窓口（サイバー犯罪による被害やインターネットでのトラブル，中傷等の書き込みなどの相談）

- ・広島県警察サイバー犯罪対策室

<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>

- ・警察庁インターネット安全・安心相談

<http://www.cybersafety.go.jp/>

- ・インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/>

迷惑メール等の相談窓口（チェーンメールや迷惑メールなどの対処に関する相談）

- ・迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会)

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

- ・撃退 チェーンメール（上記の迷惑メール相談センター内サイト）

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/topchain.html>

- ・インターネット人権相談受付窓口（法務省）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

違法・有害情報に関する相談窓口（出会い系サイトなど違法・有害なサイトなどに関する相談）

- ・インターネットホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

不正請求などに関する相談窓口（ネットオークション，料金請求などの相談）

- ・独立行政法人国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

- ・全国の消費生活センター一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

コンピューターウイルスに関する相談窓口

- ・独立行政法人 情報処理推進機構

<http://www.ipa.go.jp/security/>

インターネットの運用情報の相談窓口

- ・@police

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

- ・電気通信サービスに関する相談窓口（総務省 電気通信消費者相談センター）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html

携帯電話等IT機器によるインターネット上の 誹謗中傷等への対応について

【参考】

サイバー犯罪から青少年を守るために
～サイバー犯罪に遭わない、起こさせない～
広島県インターネットセキュリティ対策推進
協議会

インターネット掲示板を利用した犯罪について

インターネット掲示板とは、インターネット上で、誰でも自由に書き込みができ、情報交換や友達作りの場として利用されています。

このインターネット掲示板を利用した犯罪としては、殺人予告や爆破予告などの脅迫や威力業務妨害のほか、掲示板への書き込み内容が原因で凶悪事件に発展した事例もあります。

具体的犯罪等の事例

【脅迫の事例】

インターネット掲示板に「 月 日に を爆破します。」等の書き込みを行った。
(威力業務妨害～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

【名誉毀損の事例】

インターネット掲示板にクラスメートの住所、氏名等の個人情報を掲載して誹謗中傷する書き込みを行った。
(名誉毀損～3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金)

【他人の個人情報を掲載した事例】

掲示板のアンケートの中に「あなたの友達を教えてください。」という書き込みがあったことから、友達の住所や氏名、電話番号等を書き込んでしまった。

【その他の事例】

インターネット掲示板に、クラスメートの氏名を特定した上で、悪口等を書き込む、いじめ、嫌がらせを行う。

原因や動機

好奇心やいたずらによる書き込み
個人情報(自分の写真等)の不用意な掲載
うっぶん晴らしや嫌がらせ



児童生徒の発達段階等に応じた指導

問題点

適切な指導、アドバイスが行われていない。
相手が分からないことから、掲示板上で他人を傷つけても平気な世界だと勘違いしてしまう。
空想の世界にのめり込んでしまう。
掲示板への書き込み、閲覧が誰にも指摘されないで自由にできる。
誰が書き込んだのか分からない。

具体的な対応手順

事実確認

被害児童生徒から事実の詳細を聴き取る。
保護者へ事実を連絡する。

掲載事項の記録化

掲載内容等を印字し当該サイトのアドレス、書込者、書込日時を記録する。

掲示板管理者等への削除依頼

プロバイダ等に対して書込日時、内容等を連絡することにより、削除することが可能である。【プロバイダ責任法】

発信者(書込者)情報の開示請求

誹謗中傷等による損害賠償を請求するため、被害者を保護するために規定されている。

警察への届け出

名誉毀損や脅迫、業務妨害等の犯罪を構成するようなものやおそれのあるものについては、警察署等へ相談する。